

趣 旨	我が国における磁器発祥の地、佐賀県有田町に全国の陶磁器作品を集め、一般の鑑賞に供し、技術の交流、品質の向上、デザインの改善を図り、伝統工芸の継承と産業的発展を期して、この陶磁展を開催します。
主 催	佐賀県、有田町、有田商工会議所
会 期	平成27年4月29日(水・祝)～5月8日(金)
会 場	第1部「美術工芸品・オブジェ」 佐賀県立九州陶磁文化館（佐賀県西松浦郡有田町戸内乙3100-1） 第2部「産業陶磁器」 有田商工会議所（佐賀県西松浦郡有田町大樽一丁目4番1号）
出 品 区 分	出品区分は一般出品、招待出品とします。なお、招待作品は審査の対象としません。 (ア)一般出品 第1部 美術工芸品・オブジェ 第2部 産業陶磁器 (イ)招待出品 国重要無形文化財保持者、審査員、日本芸術院会員など

出 品 資 格

日本国内在住者（年齢、国籍、個人、団体不問）

出 品 作 品 条 件

- (ア) 出品作品は自作で未発表の磁器、陶器、土器製品とします。
- (イ) 出品作品の大きさは、縦、横、奥行のそれぞれの長さが1m以内とします。
- (ウ) 出品点数は第1部、第2部それぞれ2点以内とします。
- (エ) 出品作品は審査の結果展示しないことがあります。
- (オ) 即売については、手数料として売上金の25%を徴収します。
- (カ) 第2部については上記（ア）～（オ）に加え、以下①～④を条件とします。

①1点につき6個までをセット扱いとします。（厳守）

（例）



②伝統的産業陶磁器、民芸陶磁器、室内装飾品、一般割烹、日用品、その他で反復生産が可能な製品とします。

③必ず商品としての最終小売価格を表示してください。非売品は出品の対象としません。

④追加注文の可否を出品申込書の所定の欄に記載してください。

出 品 料

- 第1部「美術工芸品・オブジェ」…出品1点につき5,000円
- 第2部「産業陶磁器」…出品1点につき2,000円

申 込 方 法

- 第1部 美術工芸品・オブジェ…別紙出品申込書の様式1号
- 第2部 産業陶磁器…別紙出品申込書の様式2号
- 出品したい部門の申込書に所定の事項をご記入のうえ、平成27年4月12日(日)までに九州山口陶磁展事務局（佐賀県有田町役場商工観光課内）へ申し込んでください（郵送可）。

搬 入

- ①日 時 平成27年4月10日(金)～4月12日(日) 9時～16時
- ②場 所 第1部「美術工芸品・オブジェ」
〒844-8585 佐賀県西松浦郡有田町戸内乙3100-1
佐賀県立九州陶磁文化館 (電話：0955-43-3681)
第2部「産業陶磁器」
〒844-0004 佐賀県西松浦郡有田町大樽一丁目4番1号
有田商工会議所 (電話：0955-42-4111)
- ③注意事項
 - ・右記「正面タグ」を作品の正面に貼付してください。
 - ・右記「出品作品タグ」を出品作品の鑑賞の妨げにならないところに必ず貼付してください。
 - ・両部門の作品を同一梱包する場合は、第1部会場（佐賀県立九州陶磁文化館）へ搬入してください。
 - ・搬入に際しての外装には「九州山口陶磁展」と、朱書きしてください。
 - ・搬入は出品者が行い、作品預かり証に預かり印を押印して交付します。（輸送による搬入の場合には、預り証は交付せず、事務局で保管しますのでご了承ください。）
 - ・輸送による搬入の場合は、元払い運送保険付きで②の住所にあ送りください。なお、搬入輸送途上での事故（破損、紛失など）に対して主催者は一切責任を負いません。

搬 出	①日 時	第1部入選入賞作品…平成27年5月9日(土)～5月10日(日) 9時～16時 第1部の選外作品…平成27年4月29日(水)～5月10日(日) 9時～16時 第2部全作品…平成27年5月9日(土)～5月10日(日) 9時～16時
	②場 所	搬入された会場において作品預かり証と引替に出品者が自己搬出します。 ○自己搬出されない場合は、事務局指定業者の搬送で作品価格に応じた保険を掛け返送します。返送に係る費用は出品者負担（着払い）とします。 ※返送に係る費用とは、送料と保険料になります。 ※保険料は作品価格5万円まで50円、その後1万円につき10円です。 ※返送時の作品損傷に係る補償料金は保険会社の定めによります。 ※送料の目安（箱の3辺の長さの合計が140cm、重量20kgのとき）は右表のとおりです。なお、金額はサイズ、重量で変動します。また、沖縄及び離島については別途料金が適用されます。

九州・中国	1,450円
関西・四国	1,550円
北陸・東海	1,650円
関東・信越	1,850円
東北	2,050円
北海道	2,450円

展 示

出品物の展示業務は主催者において行います。

出 品 作 品 の 保 管

受付を終了した出品作品は、主催者で保険を掛け、十分な管理のもと保管します。ただし、天災、テロ、その他不可抗力により発生した事故による損害については、主催者は責任を負いません。
なお、最高賠償額を30万円としています。保険は1作品につき作品価格または30万円のどちらか低い額を付保します。よって、破損等あった場合の賠償額は最高でも30万円を超えることはありません。また、賠償額は保険会社が査定した額になり、上限は30万円ですが、必ずしも付保した額が全額賠償されるわけではありません。

審 査

（ア）審査員 事務局が依頼した審査員。各部審査員の互選により、それぞれ審査長を置きます。

第1部（美術工芸品・オブジェ）	第2部（産業陶磁器）
審査員数：3名	審査員数：5名
・評論家……………1名	・窯元関係者……………1名
・伝統工芸関係者……………1名	・商社関係者（消費地問屋・デパートなど）1名
・日展関係者……………1名	・消費者関係者（ユーザー・一般陶磁器愛好家・旅館・飲食店関係者など）1名
	・学識経験者（デザイナー・技術者・陶芸家・テーブルコーディネーターなど）2名

（イ）審査発表 平成27年4月17日(金) 15時00分～ 第1部及び第2部の審査結果を、佐賀県立九州陶磁文化館にて、報道関係者に対し行います。なお、審査結果については、本人宛通知します。

賞

各部門の賞は、表紙に記載しています。ただし、審査の結果、該当がない場合は空位とします。

※文部科学大臣賞と経済産業大臣賞については申請中です。

※第1位（文部科学大臣賞と経済産業大臣賞）の受賞作品は主催者に寄贈していただきます。

※第1位の受賞者は、本年度中に伝統文化の交流プラザ有田館（有田町幸平1丁目1番1号）を会場として作品展を開催することができます。

表 彰 式

日 時 平成27年4月29日(水・祝) 13時30分～

場 所 佐賀県西松浦郡有田町戸内乙3100-1 佐賀県立九州陶磁文化館

撮 影

作品図録の製作、広告宣伝資料、報道機関への紹介、ホームページ掲載などのため作品を撮影します。

著 作 権

出品作品の著作権、意匠権は応募者本人に帰属しますが、主催者は展示作品を紹介した刊行物、撮影した写真及びデータを無償で展示・掲載・公表する権利を有するものとします。

個 人 情 報

（ア）出品者の個人情報は、報道機関等への入選・入賞発表、関係者並びに協賛・後援団体への提供資料の作成、作品図録などに使用します。

（イ）図録には、承諾をいただいた第1部の入選・入賞者及び第2部の全出品者の住所詳細、氏名、電話番号を掲載します。出品申込書に個人情報掲載の可否を記入してください。掲載可を選択された方のみ掲載します。なお、掲載不可を選択された方及び未記入の方は、氏名及び住所の区市町村まで記載し、電話番号は記載しません。

右の「正面タグ」を作品の正面に必ず貼付してください。
下記「出品作品タグ」を出品作品の鑑賞の妨げにならないところに必ず貼付してください。

正面 正面 正面 正面

出品作品名	出品作品名	出品作品名	出品作品名
最終小売価格	円	最終小売価格	円
出品者名		出品者名	
都道府県名		都道府県名	
出品部門	第1部 美術工芸品・オブジェ	出品部門	第1部 美術工芸品・オブジェ
出品作品名	出品作品名	出品作品名	出品作品名
最終小売価格	円	最終小売価格	円
出品者名		出品者名	
都道府県名		都道府県名	
出品部門	第2部 産業陶磁器	出品部門	第2部 産業陶磁器